

まち・ひと・しごと創生基本方針 2021

(抜粋版)

令和 3 年 6 月 18 日

閣 議 決 定

Ⅲ グリーン～地方が^{けん}牽引する脱炭素社会の実現に向けた施策～

（脱炭素社会の実現に向けた動き）

2050 年脱炭素社会の実現に向けて、関係閣僚と脱炭素の取組を進める地方公共団体の首長から構成される「国・地方脱炭素実現会議」が 2020 年 12 月に設置された。その中で、地域の取組と密接に関わる分野を対象に、2050 年脱炭素社会の実現に向けたロードマップとそれを実現するための施策について検討が進められた。

同会議が 2021 年 6 月 9 日に決定した「地域脱炭素ロードマップ」では、

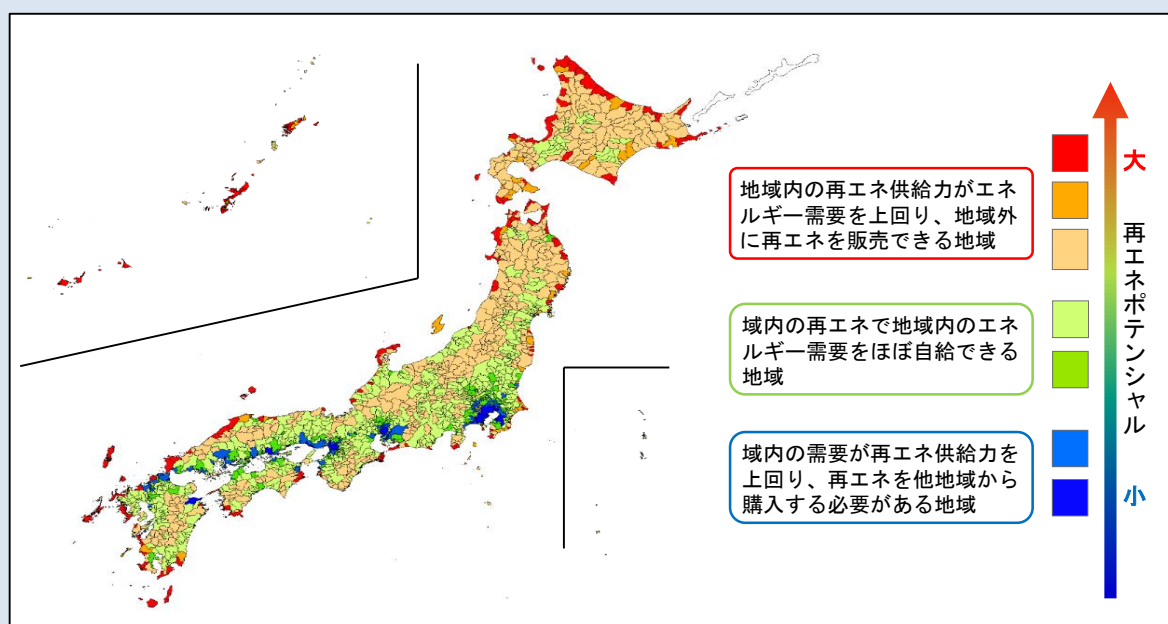
- ① 少なくとも 100 か所の先行地域において、再生可能エネルギーの導入等により、2030 年度までに、地域特性等に応じた先行的な取組を実行すること
- ② 各地域における創意工夫を全国に展開すること

等に取り組むこととしており、その実現のために、地域の脱炭素の取組に対して関係省庁間で連携して人材、情報、資金等の観点から、積極的、継続的かつ包括的に支援するスキームを構築する。また、国民のライフスタイルの変革、多様な主体による取組促進のための制度的対応を強力に推進することとしている。

また、太陽光、風力、水力、地熱などの再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、総じて都市部より地方が高く、脱炭素社会実現のためには、地方において再生可能エネルギーの導入を拡大し、主力電源としていくことが重要である。

あわせて、農林水産分野や輸送分野などの地域社会・経済に密接に関わる様々な分野において、温室効果ガスの排出削減に向けた取組が進められつつある。

図 20 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（市町村別）



（資料）環境省「令和元年版環境白書」を一部修正。

（脱炭素化の地方創生における意義）

地域資源を有効活用して再生可能エネルギーを導入する等、脱炭素化の取組を地方において積極的に推進していくことにより、地域経済の活性化や地域課題の解決の実

現につながる、言わば「地方創生と脱炭素の好循環」を実現することが期待される。

例えば、地方公共団体や地域金融機関が出資し、再生可能エネルギー事業を行って電気を販売する地域エネルギー企業⁽¹⁷⁾を設立し、エネルギーの対価として地域外に流出していた資金を地域内で循環させることで、新たなビジネスや地域に密着した住民サービスが創出され、地域経済の活性化に寄与することが期待される。

また、地域の再生可能エネルギーで作られた電気を地域内で使用する「エネルギーの地産地消」による自立的なシステムを構築することは、災害による広域停電が発生した際にも地域内に電力を供給し、防災拠点や中核病院の機能を維持する等、地域防災力の向上にも寄与する。

さらに、地域の社会・経済と密接に関係する農林水産業、公共交通、住宅・建築物などの個別分野においても、脱炭素化の取組を進めることにより、地域全体における持続性の確保と地域の魅力向上との両立を図ることができる。

（地方創生における脱炭素化施策の方向性）

再生可能エネルギーの活用などの脱炭素化事業を通じた地方創生の実現には、活用できる地域資源の把握や事業の適地選定、地域課題の解決につながる事業計画の立案、事業推進に当たっての合意形成、進捗確認等のプロセスを、地方公共団体や地域企業等が主体的に参画して進める必要がある。

しかしながら、地方では一般に脱炭素に係る技術やシステムについてのノウハウや情報が十分ではない場合が多いのが実情である。したがって、先に述べた「地域脱炭素ロードマップ」等に沿って、人材面や情報面などの様々な観点から関係省庁が連携して以下のような取組を推進していく。

（１）グリーン分野の人材支援

地方公共団体のニーズを丁寧に吸い上げ、再生可能エネルギーの導入や地域活性化に豊富な経験を持つ専門人材を派遣する。専門人材の派遣を通じて、その知識やノウハウの地域への定着、派遣地域における人材育成を図り、脱炭素化を地方創生につなげる人材基盤の整備を推進する。

（２）情報の共有化・地方公共団体の取組の促進

地方公共団体や企業、NPOなどの関係者が地域における再生可能エネルギーのポテンシャルを発掘し、事業実施につなげられる情報提供システムの充実、活用を推進する。また、脱炭素化に取り組む地方公共団体を支援するため、地域における脱炭素化を促進する取組のための計画策定支援等に取り組む。

加えて、各地域における脱炭素化に向けた取組の情報や技術の共有を進め、官民連携の取組を促進するため、地方公共団体、企業、金融機関などの多様な主体で構成される「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」や「地域循環共生圏づくりプラット

⁽¹⁷⁾ 地域エネルギー企業は、再生可能エネルギーによる電気の販売に加え、公共施設や地域交通への電力供給、地域の事業者に対する省エネルギー支援などの役割を担うようになってきており、売電収益を地域に還元する新たな住民サービスとして、高齢者の見守りや地域食材を活用したレストランの運営等に取り組むなど、地方創生に資する取組も進めている。2021年1月時点で59社ある。

フォーム」の取組を一層活発化させる。

（３）官民連携の取組の推進

地域における再生可能エネルギーの導入に際し、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援などの取組を推進する。また、再生可能エネルギーを活用した地域交通サービス、バイオマス発電から生じる残渣物による有機肥料の生産、売電収益による地域食材を活用した土産物の開発等、脱炭素化事業と新たなビジネスの創出や住民サービスの充実を一体的に進める官民協働の取組に対する支援を強化する。

さらに、脱炭素化の推進には地域外からの進出企業等の参画も有効であり、これらの企業が地域に定着して地方公共団体等と協働して取組を進めることは、地方へのひとの流れの創出にもつながることから、地域関係者との協働の拠点となる施設の確保等により事業の推進を支援する。

（４）地方創生SDGs等の推進

地域における脱炭素化をSDGsの理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化等を通じ、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。このため、地方公共団体の脱炭素化に対する取組姿勢を重視したSDGs未来都市の選定等を行う。

また、デジタル技術等を活用し、都市が抱える諸課題を分野横断的に解決することを目指すスマートシティやスーパーシティ等を推進するに当たっても、脱炭素化の視点を取り込み、統合的な取組を進める。

（５）地域社会・経済を支える分野における脱炭素化の取組の推進

地域経済を支える農林水産分野では、「みどりの食料システム戦略」（令和３年５月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を踏まえ、2050年を目標年次として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、農山漁村における再生可能エネルギーの導入、化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行、エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用等を目指し、脱炭素化などの環境負荷の軽減に向けた取組を進める。地域社会を支える公共交通分野では、電気自動車をはじめとするCO₂排出の少ない輸送システムの導入や、MaaSの実装等による公共交通の利便性向上に取り組む。また、住宅・建築物分野では、低層住宅のみならず、非住宅・中高層建築物における木材利用を推進する。これらにより、地域の脱炭素化と地域における産業振興を両立する取組を進める。